

令和5年度府中市集団指導資料

小規模多機能型・看護小規模多機能型居宅介護編

(地域福祉推進課)

【目次】

1 運営指導における指摘事例について

(1) 従業者の員数

(2) 事故発生時の対応

(3) 衛生管理等

1 運営指導における指摘事例について

多く見られる文書指摘等事例とチェックポイント

(1)従業者の員数

指摘事項

指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者は、宿直勤務にあたる者を必要な数以上配置すること

【根拠法令】
市規則 第82条第1項
基準について 第3の4の2(1)

具体的な指摘事例

・宿直職員の配置について、勤務表に定められておらず、適正に配置されているかが明確になっていなかった。

チェックポイント

夜間及び深夜の勤務に当たる者を1以上及び宿直の勤務に当たる者を宿直勤務に必要な数以上配置しているか。(そのことが勤務表等で確認できるようになっているか)

宿直職員について、事業所内での宿直を行わない場合においては、訪問サービスに対応するために、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているか。

宿泊サービスの利用者がなく、宿直者及び夜勤者を置かない場合については、夜間・深夜の時間帯を通じて利用者に訪問介護サービスを提供する為の連絡体制を整備しているか。

(2) 事故発生時の対応	
指摘事項	
<p>利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること</p> <p>【根拠法令】 市規則 第108条（第40条第1項準用） 基準について 第3の1の4(30)</p>	
具体的な指摘事例	
<p>・市に報告すべき事故が発生していたにも関わらず、市へ報告がない事例があった。 (施設内、法人内で完結されており、市へ報告すべき事故という認識が周知されていなかった。)</p>	
チェックポイント	
<p>利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	

(3) 衛生管理等	
指摘事項	
<p>指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内の環境の清潔維持、整理整頓、清掃の実施 ・日常的に清潔な状態を保持 <p>施設内の清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な清掃の実施、換気の励行 ・特に丁寧に清掃を行う必要のある場所（トイレ・浴室等） ・嘔吐物処理用キットの整備 	
具体的な指摘事例	
<ul style="list-style-type: none"> ・共有スペースの清掃、整理整頓がされていなかった。 ・床の隅に埃がたまった状態、雑誌や寄せてある新聞等に埃がたまっていた。 ・エアコン・換気扇に埃が付着しており、空調・換気等の機能に影響が出ていた。 ・トイレから異臭がした。 ・ペーパータオルを清潔（水滴等により汚染しないよう）に取り扱うために壁に取り付ける等の工夫がされていなかった。 	
チェックポイント	
<p>清掃は行き届いているか。異臭はないか。</p> <p>床や階段に物を置いていないか。避難通路を物で塞いでいないか。（利用者の移動を妨げる）</p> <p>エアコンや換気扇等が埃で汚れていないか。（機能を損ね換気等が不十分となる原因）</p> <p>手洗い場の手拭きはペーパータオルを用いているか。</p> <p>ペーパータオルを清潔（水滴等により汚染しないよう）に取り扱うために壁に取り付ける等の工夫がされているか。</p> <p>トイレの掃除はこまめに行われているか。</p> <p>床拭き用のモップ等は清潔に管理されているか。</p> <p>嘔吐物処理用キットは利用者の近くに用意されているか。又、定期的に点検はされているか。</p> <p>衛生上、共用することが好ましくない物等の適切な管理はなされているか。（歯ブラシ等）</p>	

「市規則」=府中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成25年3月規則第10号）

「基準について」=指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課長連名通知）

「告示126」=指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第126号）

「留意事項」=指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月厚生労働省老健局計画・振興・老人保険課長連名）